

# 厚生労働省報告資料

平成30年 9 月 18日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課

# 食品衛生法改正（食品リコール 情報の報告制度）について

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

# 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）の概要

## 改正の趣旨

- 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際統合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

### 2. HACCP(ハサップ)\*に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

- \* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

### 3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

### 4. 国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

### 5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。

### 6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

### 7. その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)

## 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年)

※ 施行日については、今後政令で定める

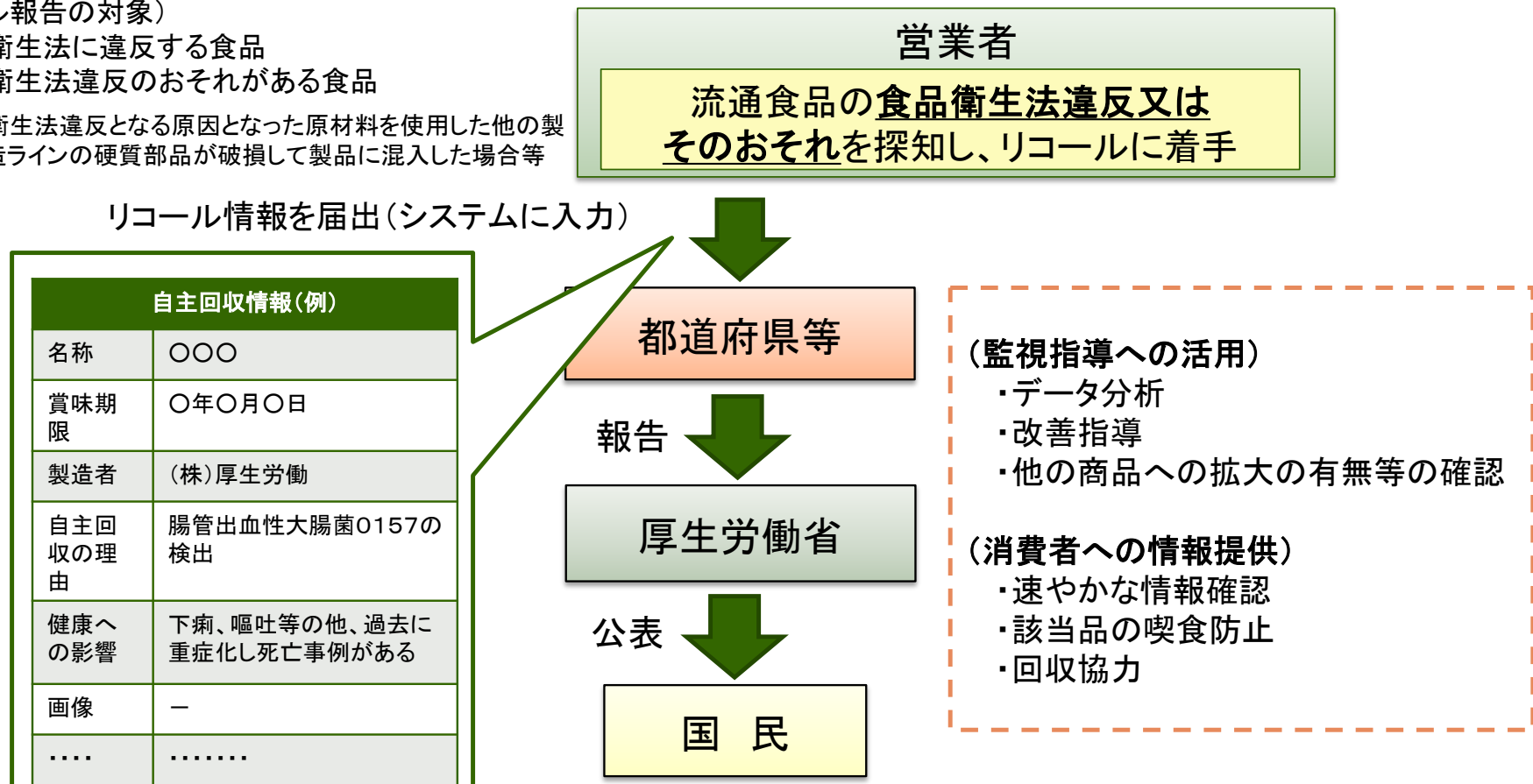
# 食品のリコール情報の報告制度の創設

○ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

(リコール報告の対象)

- ・ 食品衛生法に違反する食品
- ・ 食品衛生法違反のおそれがある食品

※ 食品衛生法違反となる原因となった原材料を使用した他の製品や製造ラインの硬質部品が破損して製品に混入した場合等



# 食品のリコール情報の報告制度の創設

法律における規定	根拠となる法律の条項	省令（骨子案）
<p>営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき（次条第一項又は第二項の規定による命令を受けて回収するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 第六条、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合</p> <p>二 第九条第一項又は第十七条第一項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合</p> <p>② 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>	<p>第58条</p>	<p>○食品衛生法第58条第1項に規定する厚生労働省令・内閣府令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。（検討中）</p> <p>○法第58条第1項の規定により、営業者が報告を行う場合には、回収に着手した後遅滞なく、次の事項を都道府県知事等に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 回収を行う者の氏名及び所在地</li> <li>二 回収の対象となる食品等の商品名及び一般名称</li> <li>三 食品衛生法違反と判断した事実</li> <li>四 回収する食品等を特定する事項（容量、形態、消費期限、賞味期限、製造番号等）</li> <li>五 回収する食品等の画像</li> <li>六 回収する食品等の出荷（販売）年月日、出荷（販売）先及び数重量</li> <li>七 回収に着手した年月日</li> <li>八 製造者等の名称及び所在地</li> <li>九 回収方法（具体的な回収方法、問い合わせ先等）</li> <li>十 健康被害発生の有無</li> <li>十一 発生するおそれのある健康被害の内容等</li> </ol> <p>2 回収に着手した営業者は、次に掲げる場合は遅滞なく都道府県知事等にその旨を報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 前項各号に掲げる報告事項に変更が生じたとき</li> <li>二 都道府県等が必要があると認めて回収の状況の報告を求めたとき</li> </ol> <p>3 営業者は、回収終了後遅滞なく、回収が終了した旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>○（都道府県知事から厚生労働大臣又は内閣総理大臣への報告方法、報告事項を規定。具体的には、クラス分類について規定。検討中）</p>

## 食品のリコール情報の報告制度の対象範囲(案)

### 【報告対象】

- (1) 食品衛生法に違反する食品
- (2) 食品衛生法違反のおそれがある食品

○食品衛生法違反として自主回収を行う際に、同時に自主回収する食品等  
○消費者等から、当該製品と因果関係が疑われるとして有症苦情が報告され、自主回収を行う食品等を想定。

### 【適用除外】

食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。

「消費期限、賞味期限を過ぎた食品等」を想定。

## 参考：食品のリコール情報の報告制度の自治体の取組

※都道府県等144自治体中140自治体から回答  
 回答は、該当事項について複数回答（数字は件数）

「食品の自主回収報告制度の調査の結果について」(平成29年7月6日 事務連絡 抜粋)

報告が義務づけられる回収理由	
食品衛生法に違反する場合	104
食品表示法に違反する場合 (安全性に関する表示※)	103
その他 (健康被害を未然に防止する必要があると認められる食品等、自社規格基準を逸脱した食品等、アレルギーの任意表示に逸脱した食品等)	94

※ アレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するか等

適用除外の有無	
あり	76
・域内流通していないことが明らかな場合	65
・相手方が特定されている場合(通信販売等)	59
・主として事業者が自ら製造等を行い、他の者を経ることなく直接住民に販売する場合(総菜等の対面販売等)	45
なし	32
その他 (食品表示法の規定に関する違反であって、期限表示、特定原材料、保存方法に係る表示以外の表示基準のみに違反する場合等)	48

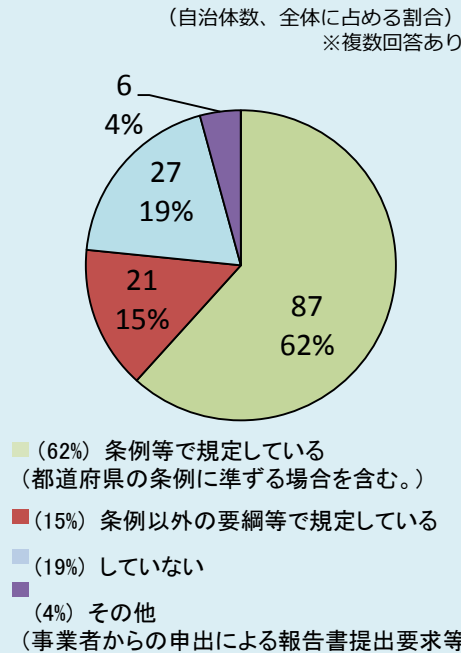
# 参考：食品リコールの報告制度の状況

危害性のある異物混入等による回収告知件数が  
増加傾向（2011年：554件⇒2017年：750件）

品目名	2017年	品目名	2017年
菓子	200	酒類	15
弁当・惣菜	91	精穀・製粉	10
水産食料品	84	みそ	8
その他	79	スープ	5
肉製品	51	ソース	5
清涼飲料(茶・コー ヒー飲料を含む。)	31	マヨネーズ・ドレッシン グ	5
パン	27	糖類	5
めん類	24	レトルト食品	4
野菜漬物(缶詰、つ ぼ詰めを除く。)	23	冷凍調理食品	4
野菜・果実缶詰・ 農産保存食料品	18	醤油・食用アミノ酸	3
乳製品	18	動物性油脂	3
豆腐・油揚	17	めんつゆ	3
その他調味料	15	茶・コーヒー(飲料を 除く。)	2
		カレー・シチュー	-
		<b>合計</b>	<b>750</b>

(資料出所)食品事故情報告知ネットHP

## 自治体による自主回収 報告制度



## 法令による欧米の食品リコール制度

### 米国

- FDAには強制リコール権限があるが、事業者による自主回収が原則とされている。
- 食品安全強化法(FSMA)に基づき、食品製造施設はリコール計画書の作成が義務付けられ、そのなかで、自主回収時のFDAへの通知を求められている。

### EU

- EU各国食品衛生当局にリコール権限があるが、自主回収が原則とされている。
- 欧州委員会規則(EC)NO178/2002により、自主回収や事業者による管轄当局への報告・通報が規定されている。
- また、早期警告システム(RASFF: Rapid Alert System for Food and Feed)により、リコール情報を公表している。



# 食品衛生法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

平成三十年四月十二日  
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 ～ 四 （略）

五、食品の自主回収情報の届出・報告については、事務手続の効率化や迅速な情報提供につながるよう、全国共通のシステムの構築を図ること。また、アレルギー、消費期限等安全性に関わる食品表示法違反による回収情報の届出の義務化についても早急に検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

六 ～ 八 （略）

右決議する。